



Title	「大阪府の薬物乱用防止対策の現状」について
Author(s)	松田, 岳彦
Citation	大阪公衆衛生. 2010, 81, p. 3-5
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83394
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「大阪府の薬物乱用防止対策の現状」について

大阪府健康医療部薬務課 麻薬毒劇物グループ

松田 岳彦

1. はじめに

本年は有名芸能人が逮捕されたこともあり、テレビや新聞で薬物乱用について多くの報道がなされ、薬物乱用に対する府民・国民の意識も高くなっています。

実際、全国的にも大学生による大麻乱用が増加する中、大阪を始め近畿では高校生の逮捕者も出すなど、低年齢層にまで広がりを見せています。

情報社会の到来により、人々の暮らしが便利になった事と引き替えに、良し悪しにかかわらずあらゆる情報が手軽に入手できるようになりました。しかしこの進歩を薬物問題に当てはめると、今までは、特定の関係者により売買されていた薬物が、インターネットなどで名前も知らない匿名の人間から任意の場所や郵送などで購入することが可能となりました。特に最近の乱用薬物である大麻については、海外のサイトから違法に購入することも可能となり、入手経路が広がっています。

インターネットでは、違法薬物に関する情報も簡単に検索することが可能となりました。(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターのホームページは確かな情報を提供し信頼がおけるのですが、信用のおけないサイトでは一方的に薬物使用を正当化するようなことが書かれていたりしますので、青少年にはなるべく早い時期に薬物乱用防止教室を通じて正しい情報を伝えておく必要があると言えます。

2. 薬物乱用とは

新聞やテレビなどで薬物乱用と報道されますが、麻薬・覚せい剤乱用防止センターのホームページでは、「医薬品を本来の医療目的から逸

脱した用法や用量あるいは目的のもとに使用すること、医療目的にない薬物を不正に使用することをいいます。」と定義されております。つまり、覚せい剤や大麻を使用することだけではなく、処方薬や市販薬を不適正に使用することも、薬物乱用になると定義されておりますが、実際の検挙に当たっては、次の4つの法律が薬物4法として挙げられます。

- ・麻薬及び向精神薬取締法
- ・覚せい剤取締法
- ・大麻取締法
- ・あへん法

「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」(薬物犯罪による薬物犯罪収益等をはく奪すること等を目的)を加えて薬物5法という場合があります。

3. 薬物乱用防止戦略

薬物乱用を撲滅するために政府は、平成9年1月に内閣総理大臣を本部長とする薬物乱用対策推進本部を内閣に設置し、平成10年5月26日には、薬物乱用対策推進本部において、「薬物乱用防止五ヶ年戦略」が決定されました。この決定に踏まえ、青少年による薬物乱用の根絶を図るために、関係庁が連携しながら、関連施策の充実に努めている。その後、平成15年7月29日に薬物乱用防止新五ヶ年戦略を平成20年8月22日に第三次薬物乱用五ヶ年戦略を、大阪府でもそれに合わせて、大阪薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」第三次戦略を策定し取り組んでいます。

4. 大阪府の取り組み

前述の法令により、地方厚生局麻薬取締部や警察により取締が行われていますが、都道府県においては、薬物乱用防止のための啓発活動に重点をおいて活動しております。大阪府では、知事を本部長とする「大阪府麻薬覚せい剤等対策本部」を設け国と市町村と一緒に総力を挙げて取り組みを行っています。対策本部の下に連絡協議会及び、取締り部会、啓発部会、乱用依存症者対策部会の3つの部会で、具体的な活動を策定し、啓発活動を行っています。

具体的にその活動の一部を下記に紹介いたします。

(1) 地域における薬物乱用防止啓発の推進

大阪府内の各地域において、薬物乱用防止啓発の推進を図るため、薬物乱用防止指導員（以下、指導員という。）として429名（平成21年3月31日現在）の方を委嘱し、ボランティアとして地域等で様々な啓発活動に尽力頂いております。

それぞれの指導員は、府下の4つの保健所生活衛生室薬事課（茨木、四條畷、藤井寺、泉佐野保健所）を中心としたブロックと大阪市、東大阪市並びに堺市をまとめた1ブロックの合計5つのブロック協議会に属し、ブロック毎に活動しています。

ブロック協議会の最大の事業は、地域の対話集会であり、地域の生徒児童、教員、PTAと警察などの関係機関が一緒になって薬物乱用のない街づくりにつなげていく下地を作っています。

府独自の制度として、指導員の中で、各種団体等の集まりにおいて講師となって、講演して頂ける方を教育講師として任命し各種の集まりなどにおける薬物乱用防止啓発をお願いしています。

薬務課や保健所では、薬物乱用防止指導員や学校等の要請に応じてビデオの貸出、啓発物品の提供や講師の紹介を行うとともに、時には職員自らが講師となり、薬物乱用防止教室を実施するなど下記の取り組みを行っています。

①啓発ポスターの作成

府の独自事業として、5年前から青少年に薬物の怖さを伝えるために、同世代からのメッセージを込めたポスターを作成しております。

原画募集は、広報及び公募を扱った雑誌や、コミック愛顧者イベントの会場における啓発活動を通して、行っておりますが、現在では府内の芸術系の大学や各種学校が授業の中での取組をして頂いているケースもあります。原画作成を通じて、原画中の標語などの検討など、青少年自身が薬物乱用を考えて頂く機会にもなっているものと思われます。昨年は310件をこえる応募がありました。



②祭りや青少年を対象としたイベントにおける啓発

「青少年健全育成」「大阪文化の再生」「経済の活性化」を主たる目的としたNPO法人のご協力を得て、府内で実施する「大阪メチャハッピー祭」の会場などで薬物乱用防止啓発活動を実施させていただいています。

③インターネットによる啓発

大阪府のホームページの携帯サイトにおいて、「No!Drugs! 薬物乱用防止のために」というサイトを開設し、乱用されている薬物の紹介、薬物乱用に関連する各種相談先を紹介しています。また、上記啓発ポスターの原画も待ち受け画面としてダウンロードできるようにしています。
(<http://www.pref.osaka.jp/m/index.html>)

④大学との取組及び大学生との協働

本年度からの新たな取り組みとして、府内の大学の授業において薬務課薬事監視員が講師となつて、薬物問題に関する（講習会・講演会の形でなく）正規の授業を行いました。その授業の目標は、受講する学生さんが薬物に手を出さないようにするための講義ではなく、一人の大人として薬物問題を見つめて頂く時間と考え講義しました。

また、大阪府内の大学の学生により活動されている特定非営利活動法人大学コンソーシアム大阪の事業として薬物問題をとりあげいただき、一緒に薬物問題を勉強し、最終的には保健所の企画調整課とタイアップし、大学祭において禁煙と薬物乱用防止を連携した形で発表することで学生に対する啓発を実施しました。関西吹奏楽連盟には講演会パンフレットに啓発文を入れてもらう等演奏会の度に色々な形で協力をいただいております。

⑤民間企業との協働

6・26 ダメ。ゼッタイ。運動実施に際して、毎年、民間企業の協力を得て、飲食店等の店頭においてポスター掲示などに協力をいただいております。

⑥学校における薬物乱用防止教育の推進

前述のような変化してしまった環境や不正確な情報から青少年を守るために早期に正しい知識を持つてもらうよう薬物乱用防止教室を開催し啓発に努めています。薬物乱用防止教室において特に力を入れているのが、ロールプレイングです。ロールプレイングとは、職員が薬物を勧める先輩などの役割を演じ、生徒さんに自

分の言葉で悪い誘惑を断ってもらうというものです。生徒さんには、実際に誘われた時に、断る言葉が出るようにと断り役（誘われ役）を演じてもらっています。

薬物乱用防止教室の開催状況について、本年9月府議会で質問があり、橋本知事並びに教育長が平成21年度末までに公立私立を問わず、すべての学校で薬物乱用防止教室を実施する旨の答弁がありました。

⑦各種団体との協働

大阪府薬剤師会には、昨年大麻撲滅のポスターを作成して頂きご協力頂きました。また学校薬剤師の取組として、上記薬物乱用防止教育における、講師として積極的に授業を担当して頂いております。

また、国際ロータリー、ライオンズクラブ国際協会、国際ソロプチミスト並びに（社）大阪薬業クラブにも活動について多大な貢献をして頂いております。

(2) 各運動を通じた啓発対策

全国で一律に期間を定めて行う啓発活動により、一般府民に対して啓発を行っている。

①「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

(6月20日～7月19日)

②麻薬・覚せい剤乱用防止運動

(10月1日～11月30日)

(3) 知事感謝状贈呈式並びに厚生労働大臣、医薬食品局長感謝状伝達式の開催

毎年、麻薬・覚せい剤乱用防止運動月間中に、薬物乱用防止にご尽力して頂いた個人や団体に対して、知事・厚生労働大臣等の感謝状を贈呈し、その功績に報いています。

以上大阪府の薬物乱用防止対策を紹介させて頂きましたが、指導員の方々を始めとして、関係者全員が、将来のある生徒・学生が悪い誘いにだまされて薬物乱用にはまり大切な人生を棒に振ることのないようにと、心から考えて行動しています。この文章を読んでくださった方々が機会あるごとに、薬物乱用の悲惨さをお話しして頂けたら幸いです。